

中心市街地の空き店舗への起業・出店を希望する人を支援する中で、市・起業支援機関・空き店舗オーナー・商店街関係者の皆で中心市街地の活性化について考え、まちなかを盛り上げていく事業です。チャレンジャーの皆さんのご応募をお待ちしています。

事業内容／

① 起業・出店相談

富士商工会議所・富士市商工会・富士市産業支援センター・Bizのうち希望し
たいいずれかにて開始

② コンペ

8月1日に、①実施者の中から4つのテストマーケティング実施者を決定

③ テストマーケティング

9～10月に、富士本町・吉原商店街の空き店舗(家賃・水光熱費無料)にて15日間実施

④ 本起業・出店

①実施者の状況に応じて、本起業・出店(任意)
※12月以降も必要に応じて、継続支援。

⑤ パネルディスカッション

1月16日に、③実施者をパネラーとし、空き店舗活用促進をテーマに実施

募集件数／最大12件

対象／左記の3つを全て満たす人

・中心市街地(富士本町・吉原商店街エリア)の空き店舗への起業・出店を考えている人

・新規または各起業支援機関の既存顧客を含めた起業後5年以内の人

・希望する業種が、小売業など(小売・サービス・飲食など)の人

申し込み／5月18日(金)の17時まで(必着)に、応募申込書(市ウェブサイトでダウンロード可)に必要な事項を記入し、直接または郵送・FAX・Eメールで商業労政課へ

※下記二次元バーコードからウェブサイトアクセスできます。



申し込み・問い合わせ／

〒417-8601

富士市役所 商業労政課

TEL (55) 2907 FAX (55) 2671

E sa-sangyou@div.city.fuji.shizuoka.jp

企業の新規立地、既存企業の事業拡大を支援します!!

市は、ものづくり産業の持続的な発展を実現するため、4月1日に、富士市企業立地促進奨励金制度を改正するとともに、ものづくり力向上事業補助金制度を創設しました。企業の新規立地や事業拡大を支援します。

富士市企業立地促進奨励金制度の改正

市内において、事業規模の拡大または新たな事業を行う目的で、市内に土地を購入または賃借し、事業所の新設、増設または移設を行う事業者に対し、以下の奨励金を交付します。

種類	対象経費	補助率・額	限度額
用地取得奨励金	事業用地の購入に要した費用の額に右記の補助率を乗じたもの	30%(成長分野★の工場・研究所)	3億円
		20%(上記以外)	
雇用奨励金	市内に住所を有する新規雇用者(一般被保険者・高年齢被保険者)1人につき右記の額を乗じたもの(障害者2人、パートタイマー0.5人換算)	50万円	5,000万円

【改正のポイント】これまでの制度には、用地・雇用・設置の3つの奨励金がありましたが、3～5年にわたり交付していた、事業用資産の取得に対する補助である設置奨励金(固定資産税・都市計画税相当額)を廃止し、一括で交付を行う、ものづくり力向上事業補助金制度を創設しました。

ものづくり力向上事業補助金制度の創設

市内において、事業規模の拡大及び生産性の向上を図る目的で、機械設備の購入やこれに伴う家屋の新築、増築または改修を行う事業者に対し、以下の補助金を交付します。

種類	対象経費	補助率	限度額
ものづくり力向上事業補助金	新築または増築した家屋の固定資産税課税標準額及び機械設備の取得価額の合計に右記の補助率を乗じたもの	5%(成長分野★の工場・研究所)	5,000万円
		3%(上記以外)	3,000万円

★食品関係、医薬品・医療機器、環境関連、CNF(セルロースナノファイバー)関連事業、植物工場のこと。

問い合わせ／産業政策課 ☎ 55-2906 ☎ 51-1997 E sa-sangyou@div.city.fuji.shizuoka.jp